第四　平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二条第二十一号中「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改め、同条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を削り、第二十九号を第二十七号とし、第三十号から第四十六号までを二号ずつ繰り上げる。

○金融庁告示第二十八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二及び第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第一条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

目次中「第百七十八条」を「第百七十八条―第百七十八条の三」に、「第九章　マーケット・リスク」を「第八章の二　ＣＶＡリスク
第一節　算出方式（第二百七十条の二）
第二節　標準的リスク測定方式（第二百七十条の三）
第三節　先進的リスク測定方式（第二百七十条の四・第二百七十条の五）
第九章　マーケット・リスク」に改める。

第一条第一号中「昭和五十六年法律第五十九号。」を削り、同条第九号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「金融機関の」の下に「Ｔｉｅｒ１資本の額又は」を加え、同条第十号の次に次の二号を加える。

十の二　国際統一基準行　第二条に規定する国際統一基準により自己資本比率を算出する銀行をいう。

十の三　国内基準行　第二十五条に規定する国内基準により自己資本比率を算出する銀行をいう。

第一条第二十三号中「金融商品取引法第六十七条第二項」を「同法第六十七条第二項」に、「金融商品取引法第二条第八項第三号ロ」を「同法第二条第八項第三号ロ」に改め、同条第二十五号中「対するエクスポージャー」の下に「（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）」を加え、同条第三十六号ホを次のように改める。

ホ　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

第一条第三十六号リを次のように改める。

リ　信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

第一条第三十七号イ中「第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）」を「金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ⑴において同じ。）」に改め、同号ハ中「（前号トに掲げるものを除く。）」を削り、「エクスポージャー」の下に「（前号トに掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三十七の二　大規模規制金融機関等向けエクスポージャー　事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ　大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ⑵において同じ。）

⑴　規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

⑵　⑴に掲げる者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ　非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であって、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

⑴　規制金融機関

⑵　大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

第一条第五十三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五十八号中「であって」の下に「、連結自己資本比率（次条又は第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり」を加え、同条第七十三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ハ中「補填」を「補塡」に改め、同条第七十七号の次に次の一号を加える。

七十七の二　ＣＶＡリスク　クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりＣＶＡ（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

第一条第八十号中「第八十二号」の下に「、第百五十八条第八項」を加え、同条第八十一号中「この号、第三百二条の六及び第三百二条の七において」を削る。

第二条を次のように改める。

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条　海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有する銀行の自己資本比率基準（以下「国際統一基準」という。）のうち法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通株式等Tier1資本の額（普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額）－普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額）
信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額